

平成17年度 環境省請負業務結果報告書

P R T R 制度国際動向調査

平成18年3月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

はじめに

本報告書は、環境省から東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に委託された「平成17年度PRTTR国際動向調査」の成果をとりまとめたものである。

PRTTR制度の国際動向については、我が国が平成11年の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」によりPRTTRを制度化した際、その参考とするため先進各国の仕組みを調査した実績がある。しかし、その後各国制度の中には内容が改定されたものも多く、またOECD諸国を中心に新たに制度を構築する国も現れてきたため、改めて情報を取得し直す必要がでてきた。そこで、世界的に最新の動向を探るため、平成14年度から継続的に制度調査を再開することとし、本年度はその4年目に当たる。

これまでの3年間は、主として次の3つの観点から調査を実施してきた。

米国、英国等我が国より早く制度を構築し実績を持つPRTTR先進国についての最新の動向

欧州諸国を中心に最近PRTTR制度を構築している諸国についての制度内容

EU（欧州連合）、国際連合等の国際機関の動き

以上の昨年度までの調査により、ほぼ現時点での主要各国PRTTR制度の内容が把握できたため、本年度の調査ではその実績を踏まえて我が国のPRTTRと各国制度を比較することに主眼を置いた。我が国制度の発足時に諸外国の制度を参考にしたとはいえ、子細に比較すると内容的に異なっている点も多い。また、表面的に制度を比較するだけでなく、その背景にある検討過程などについても調査することにより、本質的な相違も浮き彫りになってくる。本報告書では、こうした観点から分析を進め、第一部にその結果をまとめている。ここでは、表形式で各国制度を項目別に比較するとともに、いくつかの論点について補足的に説明を加えた。特に、対象物質の選定については、各国の制度に対する基本的考え方が反映され参考になる事項が多いため、過去の選定過程にまで遡り詳述した。

なお、本年度も上記～の視点は引き続き保持し、米国、カナダ等の各国及び国際機関の最新動向についての情報を収集するとともに、これまで内容を把握していなかったノルウェー、フィンランド等の諸国について現地調査を実施し、第二部・第三部でこれらの報告を行っている。

本調査が、今後の我が国におけるPRTTR制度の検討の一助になれば幸甚である。

平成18年3月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

目 次

第一部 諸外国における PRTR 制度の比較（まとめ）

序	これまでの PRTR 国際動向調査と本年度調査の位置づけ	1
	．主要各国 PRTR 制度比較表	
1	．基本情報	7
2	．対象物質	8
3	．対象事業者	11
4	．報告内容	14
5	．データの公表	17
	．主要各国 PRTR 制度における補足的論点	
1	．基本情報	22
2	．対象物質	23
2 - 1	．物質数	23
2 - 2	．特別指定物質	27
2 - 3	．選定クライテリア	29
2 - 4	．大気汚染物質 - VOC の取扱い	77
2 - 5	．多環芳香族化合物 (PAH)	87
3	．対象事業者	83
3 - 1	．対象業種	83
3 - 2	．報告対象事業者のすそ切り	85
4	．報告内容	88
4 - 1	．取扱量報告の有無	88
4 - 2	．排出削減活動	89
5	．データの公表	92
5 - 1	．届出外データの公表	92

第二部 諸外国及び国際機関における PRTR 制度の最新動向（継続調査国）

．米国	
1．報告様式の規則改定	95
2．報告要件に関する規則改定の動き	99
3．報告頻度に関する規則改定の動き	100
4．2003 年の TRI データ	102
．カナダ	
1．対象物質リストの見直し	105
2．2002 年の NPRI データ	106
．英国	
1．2005-2007 年の PRTR 制度変更の提案	111
2．2004 年の PI データ	127
．オーストラリア	
1．NPI 制度における見直しの検討 - 対象物質と非点源排出について	131
2．2004 年の NPI データ	141
．韓国	
1．TRI 制度の最近の動向	143
2．2003 年の TRI データ	143
．欧州委員会	
1．欧州汚染物質排出登録（EPER）と欧州 PRTR 規則との相違点	149
2．欧州 PRTR 規則の草案との変更点	154
【参考】ヒアリング調査メモ	159
．国連欧州経済委員会（UNECE）	
（参考）PRTR 議定書批准状況	164

第三部 諸外国における PRTR 制度の概要（新規調査国）

・ノルウェー

- 1．ノルウェーにおける PRTR 制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
- 2．PRTR 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
- 3．データの管理および公表方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
- 4．排出削減を目指す優先物質の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
- 5．製品中の有害物質の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・171

【参考】ヒアリング調査メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・172

・フィンランド

- 1．フィンランドにおける PRTR 制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
- 2．PRTR 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
- 3．データの管理および公表方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
- 4．PRTR データの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・177

【参考】ヒアリング調査メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・178

・イタリア

- 1．イタリアにおける PRTR 制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
- 2．PRTR 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・182
- 3．データの管理および公表方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
- 4．欧州 PRTR 規則との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・185

【参考】ヒアリング調査メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・186

・スロバキア共和国

- 1．スロバキアにおける PRTR 制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
- 2．PRTR 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
- 3．データの管理および公表方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・191

【参考】ヒアリング調査メモ・・・・・・・・・・・・・・・・・・194

・アイルランド

- 1．アイルランドにおける PRTR 制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・197
- 2．PRTR 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・197
- 3．データの公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・200